

## 訪問看護医療D X情報活用加算について

2024年診療報酬改定に伴い、当ステーションは、近畿厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供することにより、訪問看護医療D X情報 活用加算として定められた額を所定額に加算します。

### (新) 訪問看護医療D X情報活用加算 50円／月

当該加算に関する施設基準は以下のとおりです。

- ①訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること
- ②健康保険法第3条第13項規定する電子資格確認を行う体制を有していること
- ③医療D X推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、原則としてウェブサイトに掲載していること

### 【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。同意無しにオンライン資格確認を行うことはございません。  
医療D Xを通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。